

# 新商品の販路開拓を応援します！

新商品の生産により新しい事業分野の開拓を図る事業者等の皆さんを認定します。

## ◆認定されると？

(1) 市で新商品を購入する際、通常の入札制度によらない随意契約による購入が可能となります。

※①認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。また、市が物品として購入できるものに限りです。

②認定商品の品質等を市が保証するものではありません。

(2) 認定期間中は生産する新商品とともに市のホームページ等で公表され、PR 効果が期待できます。

## ◆認定の要件は？

新商品の内容や生産等の計画等を記載した「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書」を作成し、商品の新規性や計画が適切であることなど、①～⑤の要件を満たす必要があります。事前に担当課までご相談ください。なお、最終的に認定基準に適合するかどうかは、外部有識者で組織する審査会にて審査します。

① 既に企業化されている商品とは別個の範疇に属するもの

(新しい技術や商品開発により市内にこれまでにない全く新しい市場、商品領域を作り出す新規性、独創性が高い商品)

または

既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても、著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるもの

(その分野の商品にとっての新たな技術の利用や新機能の付加等により、今までの商品と比べて使用価値を高める商品)

### 対象外

■新技術の利用や新機能を付加しても使用価値を変えない商品

・生産方法のみが新しい      ・使用する素材のみが新しい

■既存商品の同一機能を改良または変更した商品

・デザイン、形状のみの変更      ・原材料のみの変更      ・名称、パッケージのみの変更  
 ・同一シリーズの同一機能の改良、ラインナップの増加  
 ・客観的に説明できない抽象的な使用価値の向上（やすらぐ、気持ちが良い等）  
 ・コストの削減等による低価格化

■新商品が既に一般的な流通経路にのって広く販売されている商品

■既に認定された事業者が生産する新商品と同等の商品

② 新商品が技術の高度化もしくは経営能力の向上、または住民生活の利便の増進に寄与するもの

③ 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なもの

④ 実施計画が公序良俗に反しないこと

⑤ 実施計画が関係法令に違反しないこと

## ◆認定申請の方法は？

認定を受けるためには、「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書」に次の書類を添付し、持参または郵送にてご提出ください。

### 【添付書類】

- ・直近の営業期間の営業報告書または事業報告書、貸借対照表及び損益計算書  
(これらの書類がない場合は、最近一年間の事業内容等の概要を記載した種類)
- ・定款及び登記簿謄本
- ・その他新商品に関する資料  
(パンフレット、写真、その他新商品の品質等を客観的に証する資料等)

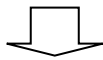
## ◆認定までの流れは？

### 1. 市による認定事業者の募集



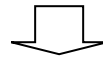
募集は、毎年度1～2回を予定しております。令和5年度の募集期間は、令和5年12月13日(水)～令和6年1月19日(金)です。

### 2. 申請書の作成、必要資料の準備



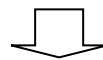
申請書は商工労働まちづくり部商工課に用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

### 3. 申請書類の提出



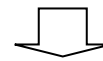
募集期間内に持参又は郵送（募集期間内必着）で提出してください。

### 4. 審査会での審査



新商品の新規性や調達可能性等の審査を行いません。県で実施している「レッツ Buy あおもり新商品認定事業」において既に認定を受けた商品については、市の審査を経ずに認定します。

### 5. 市の認定



審査会での審査結果を踏まえ、市長が認定します。認定期間は、認定日から起算して3年経過後に最初に到来する3月末までとなります。

### 6. 市による認定事業者の公表

認定された事業者は、対象となる新商品とともに市のホームページ等で公表します。その際、新商品の概要の作成や画像データ等の提供をお願いいたしますので、ご協力ください。

※本制度により認定された事業者の生産する新商品を市が随意契約によって調達する場合、市の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公平性を確保するために、以下のとおり公表を行いません。

【随意契約による発注の前】 契約の発注予定数量、納期、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法、新商品の内容等

【随意契約を締結した後】 契約の相手方となった者の名称・住所、契約の金額・数量等、契約の相手方の選定理由、新商品の内容等

## ◆本制度による購入実績

H24	契約検査課	アルバック東北(株)	電気自動車用急速充電器	4,989,285 円
H25	商工政策課	桜総業(株)	LED 蛍光灯	846,720 円
		(有)中ペン塗装店	マグピタックルシート	62,000 円
	管財課	桜総業(株)	LED 蛍光灯	3,520,860 円
H26	商工政策課	(有)中ペン塗装店	マグピタックルシート	63,720 円
H28～R2	行政管理課	桜総業(株)	LED 蛍光灯	4,861,692 円
				14,344,277 円

## ◆申請先及び問い合わせ先

八戸市商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 (別館5階)

TEL: 0178-43-9242 FAX: 0178-43-2146 E-Mail: shoko@city.hachinohe.aomori.jp